



報道発表資料

報道関係者各位

令和元年 11 月 19 日（火）
【照会先】
山形労働局労働基準部賃金室
賃金室長 菊地 佑子
賃金指導官 土井 隆
電話 023-624-8224
FAX 023-624-8345

山形県特定（産業別）最低賃金の改正 —本日官報公示。本年 12 月 25 日から効力発生—

山形労働局長（局長：^{かさいなおと}河西直人）は、地域別最低賃金（790 円）を上回る額で設定される 4 つの山形県特定（産業別）最低賃金の改正について、山形地方最低賃金審議会（会長：^{やまかみあきら}山上朗 弁護士）の答申（本年 10 月 21 日）を受け、改正に伴う諸手続きを行ってまいりましたが、本日（11 月 19 日）付けの官報により公示されました。

これにより、本年 12 月 25 日から、山形県内の 4 つの産業で事業を営む使用者（4 産業計で約 1,600 事業場）及びその産業の「基幹的労働者」（4 産業計で約 25,000 人）に、改正後の特定（産業別）最低賃金が適用されます。（改正金額は、別添を参照。）

（参考） 別添 「特定（産業別）最低賃金」